

平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日

平成 2 5 年 第 1 1 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成25年第11回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成25年11月21日（木曜日）午後2時00分～午後2時57分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 鈴木 敏彦（委員長）

2番 土 田 豊

3番 武 石 修一郎

4番 岩 田 圭子

5番 真 如 昌 美（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

学校教育部長 阿 部 晴彦

社会教育部長 小 俣 学

学校教育部
参事兼
指導室長

石 井 卓 之

学校教育課長 岩 本 尚 史

建築課長兼
教育施設担当
副参事

小 泉 光 信

給食課長 梶 川 義 夫

統括指導主事 小坂橋 悦 子

社会教育課長 村 上 敏 彰

社会教育部
副参事
（国体推進
担当）

高 橋 宏 之

中央公民館長 福 島 啓 二

中央図書館長 関 田 実千代

6. 書 記

庶務係長 福 嶋 まゆ美

主 事 中 野 庸 平

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第37号議案 平成24年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理
執行状況の点検及び評価報告書（案）について

第4 第38号議案 学校給食費の改定について（諮問）

第5 第39号議案 東大和市新学校給食センターの運営方法について（諮問）

第6 その他報告事項 （1）新学校給食センター建設に係る土壌汚染調査の結果
及び今後の対応について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成25年第11回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、土田委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○真如教育長 平成25年10月27日から平成25年11月19日までの諸務報告をさせていただきます。

10月27日、日曜日、東大和吟詠大会開会式に出席をいたしました。

10月28日、月曜日、七市教育長会に出席をいたしました。今回は東大和市を会場といたしまして、9月議会の情報交換、それから多摩教育事務所からの連絡などを受けました。

10月30日、水曜日、教育の日やまとに出席をいたしました。本年度は、これまでの開催の仕方を変えまして、ハミングホールにおいて小中連携の取組を中心に、学校教育の取組状況を市民に伝えることに重点を置いて実施をしたところでございます。出席者数は520人、うち86人が保護者、地域で、その割合は16.5%でありました。実施の狙いを明らかにし、来年度に向けてまた開催に取り組んでまいりたいと思っております。

11月6日から11月8日、金曜日まで、厚生文教委員会管外視察に行っていました。視察の内容につきましては、お手元にお配りしております教育長日記号外編にまとめてありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。今回は小中一貫教育、環境教育、人権教育、それから図書館の運営について、そういった内容で視察をしてまいりました。

11月12日、市長・教育長とP連の懇談会に出席をいたしました。市長の都合に

よりまして、副市長が出席をいたしました。P連からは、学校敷地内の美化、それから帰宅困難者への対応、部活動の充実・継続と指導者、4つ目として日常の子どもを守る取組ということについて意見交換がありました。

11月15日、金曜日、全員協議会に出席をいたしました。内容につきましては、給食センター建設場所の土壌汚染調査の結果報告と、その後の対応について、新給食センターの運営方法の検討についてということであります。

11月16日、土曜日、第五小学校及び第六小学校の展覧会を視察しました。第五小学校と第六小学校の展覧会につきましては、大変子どもたちの力のこもった力作ぞろい展示されておりまして、子どもたちの可能性を改めて感じることができました。

同じく、狭山公民館まつりを視察いたしました。

最後に、MOA美術館東大和児童作品展の表彰式に出席をいたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第37号議案 平成24年度東大和市教育委員会の権限
に属する事務の管理執行状況の点検及び
評価報告書（案）について

○鈴木委員長 日程第3、第37号議案 平成24年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書（案）について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第37号議案 平成24年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書（案）についてに

つきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定では、教育委員会が、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされております。

このことから、平成24年度の東大和市教育委員会の基本方針に基づく主要な施策について、取組状況を確認し、その成果を取りまとめ、主要施策の課題や今後の方向性を示すとともに、公募を含む学識経験者からのご意見をいただきまして、報告書（案）にまとめたものであります。

内容につきましては、学校教育部長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、資料に基づきましてご説明申し上げます。

表紙の裏の目次をお開き願いたいと存じます。

まず、この報告書の構成でございますが、4つの章立てと資料で構成をいたしております。

1 ページでございます。

第1章は、教育委員会の点検及び評価についてでございますが、1の点検及び評価の目的は、ただいま教育長からご説明をいたしましたので、説明を省略させていただきます。

2の点検及び評価の内容は、対象を平成24年度の教育委員会の運営状況、基本方針に基づく主要施策・事務事業としたものでございます。点検及び評価の方法は、公募を含む学識経験者のご意見を聴取した上で実施し、報告書を市議会へ提出するとともに、公表をいたします。

2 ページをお開き願います。

第2章でございますが、教育委員会の運営状況についてでございます。1に開催状況を、2に審議状況として、教育委員会定例会及び教育委員懇談会に分けて運営の状況を明らかにしております。

7 ページをお開き願います。

3に教育委員会議以外の教育委員の活動状況といたしまして、学校訪問、各種

行事等への参加状況を掲載しております。

9 ページをお開き願います。

第3章でございますが、教育委員会の基本方針に基づく平成24年度主要施策の点検及び評価についてでございます。

基本方針の1は、「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成であります
が、教育委員会の基本方針をここに掲げております。

10ページをご覧ください。

このページの中ほどからが主要施策とありますが、基本方針に基づき、平成24年度における施策の取組状況と今後の取組の方向性を記載しております。

以下、同様に15ページには、基本方針2の「豊かな個性」と「創造力」の伸長、
27ページには基本方針3の「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実、そ
して40ページには、基本方針4、「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推
進についても記載してございます。

ページが飛びますが、50ページをお開きください。

第4章でございますが、点検及び評価に関する有識者からのご意見について掲
載をしてございます。3人の有識者の皆様からいただきましたご意見を、ここに
掲載したものでございます。

このように、この報告書は、平成24年度における教育委員会の運営状況並びに
平成24年度教育委員会の基本方針に基づく主要施策及び事務事業の取組状況を明
らかにするとともに、成果及び課題の方向性を示したものでございます。

今後の予定でございますが、本日、教育委員会でご承認を賜りましたなら、委
員長名で市長にご報告を申し上げ、市長から市議会議長へ、教育委員会からの報
告があった旨、通知を差し上げたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、初めに私のほうから。

主として、有識者からの意見の中から気がついたものを挙げてみたいと思いま
す。

前回の教育委員懇談会の際にも話題に出たものもありますが、公募を含む3
人の委員の文章を見せていただくと、50ページの廣嶋先生については、4つの基

本方針について、おのこの評価をする文を記載していただいていたりました。最後の文章に、廣嶋先生のお考えのまとめの意味もあると思いますが、今度、取り組みました教育振興基本計画の策定・実施が待たれるところであり、市民と一体となった東大和市の教育の一層の充実を期待したいという注文をいただいたように思います。この点は、私ども指摘をされた点や注文の点は、またよく受けとめながら取組まなければならないと思いました。

2人目の外池先生の市民公募の文章の中には、教育委員の方々が学校や地域の実情を積極的に把握しつつ、迅速に行政の声に反映されることは非常に大切なことであるという指摘をいただきました。私どもも努めてそのように取り組んでいるところでありすけれども、やはり市民や有識者の方は、非常にそのことを教育委員に強く願いとして持っているのだなということを改めて感じたところでありす。

また、外池先生は、いじめ防止のシンポジウムや、挨拶ふれあいキャンペーンなどについて、さまざまな独創的な試みをして、新鮮に斬新な取組をしてくれているところはありがたいという評価をいただけたことは、大変うれしく思いました。

また、社会教育面について、社会教育講座についてですけれども、昨年の中には、市民の学習のニーズを的確に分析し、次年度への企画の工夫・改善を望みたいということが言われて、ニーズをどういうふうにしてつかんで、どう応えていこうかということが、1年前のこの話し合いのときにも話題になったことと思いますが、その点について図書館、郷土博物館などで、学校と密接に連携し、指導にかかわり、講師派遣を行うなど多様な連携・工夫、支援が認められるという評価を1年たっていただくことができました。これも事務局のほうで、正面から取上げて努力をしていただいた結果が出たのではないかというふうに受けとめました。

なお、学校教育関係の主にハード面については、学校施設の冷房化、環境緑化、食育や給食施設の充実を着々と進められているというふうに、積極的な評価を受けることもできました。

最後に、正田先生の公募の先生のご意見の中に、「スクールカウンセラーを昨年より全小中学校に配置」とあり、着実に前進していることがうかがえて非常に心強いというふうに、プラスの指摘を受けました。

また、学力の向上等については、さまざまな工夫が凝らされているのは大変喜ばしいということで、評価とともに、学力向上については、やはり評価、改善、工夫が必要であると、そのようなお考えが言葉の裏には求められているということを感じたところであります。

それから、外国語教育の推進の重点化、充実と国際理解教育についても触れられておりまして、このような面にも、もう少し目を向けたほうがいいのではないかというお考えのように受けとられました。

さらに、教育委員会全般の施策についてですけれども、やはりPRが不足しているというか、PRが少し遠慮がちで、言葉は悪いけれども、下手なのではないかというような意味の事柄が述べられておりました。これはどこの部局も同じだと思うけれども、やはり積極的に市民に効果的なPRをし、また広く世間にもPRをしていくことが、市民の信頼を得る上では、やはり大事な政策ではないかと私も考えましたけれども、私自身もなかなかPRについての知恵も不足しておりますので、また皆さんと一緒に考えながらPRをして、せっかく一生懸命に取り組んでいるわけですから、PRによって積極的な評価を得るようなことができれば本当にいいのではないかと思います。

総体的には、これは24年度の点検・評価でありまして、今年度、25年度になって、もう既に取り組んでいることもあります。この評価していただいた面はさらに伸ばし、そして指摘や注文を受けた事柄については真摯に受けとめて、また充実していった、年度の終わりにはさらに評価をいただけるように頑張りたいと、そういう感想を持ちましたので、ちょっと時間が長くなりましたけれども、話をさせていただきました。

私からは以上であります。

教育長。

○真如教育長　今回、正田様からいただいた内容についてですけれども、3番のところで、「外国語教育推進に重点を置く方向を目指すべきかと考える。」とご指摘いただいておりますが、この取組について少しPRしていきたいと思うのですが、指導室長、来年のこの辺の取組もうとしていることについて紹介していただけるとありがたいと思います。

○鈴木委員長　指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長　国のほうも、外国語活動を重視して、これから

恐らくいくことになると思いますけれども、本市におきましては、まず来年度は各中学校から1人、本市にまだしばらくいていただいて、英語の授業を頑張っていていただく意欲のある教員をピックアップしまして、1週間程度を考えているのですが、民間の教育団体に派遣をしたいと思います。

これから、その関係団体とは詰めていかなければいけないのですが、例えば今年度のプログラムでいいますと、外国語活動と英語をどうつなげるかとか、それから英語のわかりやすい授業のための指導法の工夫とか、そういうカリキュラムが幾つかありますので、それを実際にその中から選んでいただいて、びっちり勉強してきていただく。それを、まずは自分の学校に戻って子どもに返すことと、もう一つはその方が学んできたことを、その学校の英語科のほかの先生にも伝えていく、そういう取組を、来年、始めたいと思っています。

それから、もう一つは昭島市と国分寺市と本市、3市ですが、2泊3日で宿泊、その期間、オールイングリッシュの生活を行うというようなところを、これ30人という人数は限定をされておりますけれども、そのような形で生活をさせて、要するに外国語、英語のシャワーを浴びることによって、また新たな学びを得て、各学校に帰ることによって、そのことがまた起爆剤となって、いろいろなことへ広がっていくのではないかと、そんな2つの大きな施策を来年はしていきたいと思っています。

以上です。

○鈴木委員長 今、中学校の取組、当面、来年ここで東大和市が取組もうとしていることについてのご説明がありましたけれども、小学生の英語教育はこれからどういうふうになっていくのか、国や都の動向がもしわかれば、少しお話ししていただきたいと思います。

指導室長。

○石井学校教育参事兼指導室長 すみません、まだ正式に室課長会と指導主事の会では何も情報提供ございませんが、文部科学省のホームページを見る限りにおいては、やはり今行っている外国語活動が、さらに学年を下げて実施をされることは、まず間違いのないのではないかと考えております。

ただ、そこで問題になるのが、小学校から中学校へどのように、要するにカリキュラムをつくっていくか。余り中学校の英語をそのまま小学校へ持ってくると、結局、関心・意欲・態度が下がってしまっていてなかなか身につかないという、逆に

今度、マイナスのことも懸念されておりますので、そのところについては今後やはり注視をしていかなければいけないなということと、あと要するに英語の免許を持った教員を小学校に配置をしなければいけない関係が出てくると思いますので、そこはやはり国の施策を待たなければいけないと思っております。

あと、東京都の施策のほうですが、東京都の中学校ですが、3年目の英語科の教員を3箇月間、海外に派遣して、やはり英語漬けにして、その後、戻ってきてもらって子どもに指導するという予算組みを来年度するような方向で、記事が出ておりましたので、そんなことも始まるのではないかと考えております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかに。

土田委員。

○土田委員 質問じゃありません。感想ですが、外池先生の講評の中の一番最後のところですね、「教育行政は守備範囲も広く期待も大きいため施策が年々増大しがち」、それで、その優先順位をきちっとして、財政的な問題がありますから、これもあれもということは恐らく不可能であろうから、優先順位を決めて重点化、効率化が望まれるというふうなことが書いてありますが、これはやはり慎重にこれから考えていくことではないかと思えます。

以上です。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 今回、外池先生からご指摘がございました年度ごとの特色化、優先順位を踏まえた重点化、効率化が望まれるということでございます。限られた予算の中でのやりくりとなりますので、それを意識して今後とも実施計画等、見通しを立てながら予算化に努めたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 教育長。

○真如教育長 「緊縮財政のおり」というところの内容についてですけれども、これまで3市ですから、東大和市と清瀬市、それから武蔵村山市の3市で夏休み期間を利用して大きな研修会をしていたのですけれども、内容的にもうかなり歴史を重ねている中で、その役割がもう東大和市にとっては終わったというようなことを考えまして、先ほど指導室長が新しい取組について紹介してくれましたけれども、3市研については今年度でその会から抜けるということで、ほかの2市に

ご理解をいただいているものでございます。その予算については、また新しい取組で、東大和市なりの特色ある研修を構成していきたいと考えているところですので、ご理解よろしくをお願いします。

以上です。

○鈴木委員長 教員の研修も、ニーズに合わせて改善していただければいいのだと思いますので、他市との調整も図りながら、よろしくお願いいたします。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第37号議案 平成24年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書（案）について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第37号議案 平成24年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書（案）について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第38号議案 学校給食費の改定について（諮問）

○鈴木委員長 日程第4、第38号議案 学校給食費の改定について（諮問）について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第38号議案 学校給食費の改定について（諮問）につきまして、提案理由及び内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成26年度から学校給食費を改定することについて、東大和市学校給食センター運営委員会規則第2条第1項の規定に基づき、東大和市学校給食センター運営委員会に諮問するものであります。

平成26年4月1日から、消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、この引き上げ分を現在の学校給食費で対応することは、食材料の購入に影響が出るおそれがあり、難しいと考えられることから、消費税3%の相当を学

校給食費に反映させた額に改定したいというものであります。

詳細につきましては、学校教育部長からご説明いたします。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 お手元の資料をもとに、ご説明を申し上げます。

児童・生徒の保護者に負担していただく学校給食費は、全て給食に必要な食料の購入費に充てられております。食材料は、新鮮で安全なものを、より低廉な価格で購入し、献立の充実に努めております。

まず、今回の改正案でございますが、1の改定案の表をご覧ください。

対象者ごとに1食単価と月額それぞれの太枠の囲ったところでございますが、引き上げ額をお示ししております。1食単価における引き上げ額は6.07円から8円、引き上げ率は2.98%から3.03%、月額の引き上げ額は120円から140円、引き上げ率は3.13%から3.49%の範囲であります。

次に、今回の学校給食費の改定をご提案させていただく背景、理由でございますが、諮問書の2、改定の必要性をご覧ください。

平成26年4月1日から、消費税率が5%から8%に引き上げられることとなります。この引き上げ分を、現在の給食費で対応することは、食材料の購入に影響が出るおそれがあり、難しいと考えております。そこで、消費税の引き上げ額、引き上げの率、3%相当分を学校給食費に反映させた額に改定したいと考えております。

なお、当市の1食当たりの単価の学校給食費は、平成10年に改定を行ってからこれまで変わりがございません。

3、改定の時期でございますが、平成26年4月1日とさせていただきたいと考えております。

最後に、本日の諮問書の2枚目、3枚目に参考資料を添付いたしました。他市と比較した当市の現状を、1食単価と月額でお示ししております。

2枚目の1食単価の表をご覧ください。

1食単価で比較した場合、当市は小学校低学年にあつては26市中、最も低い額、他の学年におきましても同様に、低いほうから数えて2番目から4番目に位置しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、なければ、私のほうから２点お願いします。

１点目は、改定の必要性の中の「国の学校給食米の値引き廃止に伴って」というのがありますが、この学校給食米の値引きという制度がどういう制度であって、どう廃止されたのかということを知りたいのと、２点目は今説明した中で、他市と比較した１食単価、低学年、26市中26番、これは負担する側にとってはいいことですけれども、26市中26番目にやっていける理由というのがあると思います。センター方式で、かなり負担が軽くなるだろうということを言われておりますけれども、他市でセンター方式も結構、何市かある。ちょっと心配、気にかかるのは、安かろう、まずかろうとか、悪かろうとか、そういうことではちょっと心配なので、１食単価が安くても栄養とか味つけ等については全く心配なく他市と伍してやっていけるのだという、その説明が少しほしいように思いますけれども、いかがでしょうか。

給食課長。

○梶川給食課長 １点目のご質問でございます、資料の改定の必要性のところがございます、前回引き上げました背景でございます米の値引き制度でございます。こちらにつきましては、平成10年まで食糧庁が米の消費推進という目的で、お米を週に何回米飯給食をとっているか、その回数に応じまして値引きをしておりました。当時は、東大和市は40%の値引きを受けていました。週当たり1.8回の利用でございました。この食糧庁の米消費推進の値引き制度が、平成10年度で今度は国のほうで財政構造改革の趣旨を踏まえて、平成10年度からこの値引きが廃止になってしまった関係で、当時の給食食材の調達に影響する部分として、単価の改正を行ったというものでございます。

それから、２点目でございます。本日の資料の２枚目でございますが、１食当たりの給食費、私どもの東大和市は最下位でございます。お手元のこの２枚目の一覧表の例えば低学年、左端の欄でございますが、ここがございます、例えば番号で17番の多摩市、それから１つ飛んで20の府中市、以下、下が給食センターによる給食の配食を行っている市でございます。先ほど委員長がおっしゃいましたように、給食センターの場合にはスケールメリットがききますので、給食費の単価を抑えることができるメリットがいえると思います。ただし、平成21年度に子

どもの栄養価の見直しが文科省でもされてきて、この時期に幾つかの市では給食費の改定を行っておりますが、東大和市ではその給食費の改定を行わずに、現状のままということで移行してあります。そうした関係もありまして、かなり低位なところで給食費をお預かりしております。

しかし、それでも給食の質、こちらの給食の質というのは、献立の工夫というものもございます。それから、食材というものも、栄養士のほうがより低廉なものでいいものを工夫しながら調達して行っておりますので、決して安かろう、悪かろうというような給食の配食はしないようにというか、できる限り質の高いものを配食するようにしてございます。ただし、来年の4月から消費税の3%、これがかぶさってきますと、さすがに給食費会計に与える影響というのは大きいと考えておりますので、今回、3%相当分の引き上げをお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第38号議案 学校給食費の改定について（諮問）について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第38号議案 学校給食費の改定について（諮問）について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 第39号議案 東大和市新学校給食センターの運営方法 について（諮問）

○鈴木委員長 日程第5、第39号議案 東大和市新学校給食センターの運営方法について（諮問）について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第39号議案 東大和市新学校給食センターの運営方法について（諮問）につきまして、提案理由並びに内容についてご説明を申し上げます。

本件は、平成29年4月から稼働予定の新学校給食センターの調理及び配膳業務の民間委託化について、東大和市学校給食センター運営委員会規則第2条第1項の規定に基づき、東大和市学校給食センター運営委員会に諮問するものであります。

1の諮問内容でございますが、（1）新学校給食センター調理及び配膳業務の民間委託化について、（2）民間委託の業務範囲について、（3）民間委託化の際に留意すべき事項についてを諮問したいと考えております。

次に、2の諮問理由であります。市では平成24年1月に策定いたしました東大和市第4次行政改革大綱におきまして、行政改革の具体的取組として民間活力のさらなる推進を掲げております。また、平成24年11月に策定した東大和市学校給食基本計画におきましても、給食業務の運営に当たっては民間活力の導入を含め、そのあり方について検討する必要があるとしております。

調理業務につきましては、学校給食の根幹をなす重要な業務であります。給食調理を担う市の技能労務職員の数が、退職者不補充により抑制され、非正規職員が増加しております。民間委託とした場合には、給食調理の向上等のメリットが期待でき、給食の充実につなげることができます。

また、配膳業務につきましては、現在、配膳員の休暇取得時の代替勤務を調理員により対応していることから、調理業務を民間委託した場合には、あわせて民間委託する必要があると考えております。

次に、3の答申時期につきましては、平成26年2月末とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、私から1点、お願いします。

技能労務職員ですけれども、この平成29年4月の時点を見て、正規職員が何人ぐらい、非正規が何人、配膳員が何人ぐらいを見通していらっしゃるのでしょうか。給食課長。

○梶川給食課長 現在、2つの給食センターで正規職員は17人でございます。市の

中には、このほかにも技能労務職の職場がございますので、市の中で合わせますと23人の方の技能労務職員数がいらっしゃいます。ほとんど給食センターが占めるわけですが、平成29年4月の時点で、給食センターにおける技能労務職員の数、今のところ定年退職による減を見込んだところ16人でございます。現在17人のところが、16人ということでございます。

それから、非正規職員でございますが、現在、第一センター、第二センターそれぞれで10人余の臨時職員が調理業務に携わっております。これに平成29年4月でマイナス1になります分が、臨時職員として増えると思っております。それから、配膳業務につきましては、現在全て非正規職員でございます。現在31人の方が勤務なさっております。こちらは平成29年に、現状のままでいったとしても人数に変更があるとは考えておりません。ただ、民間委託になった場合には、その民間業者の企画、創意工夫というものがございまして、これにさらに精査を加えて、有効的な人数になってくると思いますが、委託になったときの人数というのは、まだ把握はしてございません。

以上でございます。

○鈴木委員長 わかりました。

土田委員。

○土田委員 どうもこの民間活力のさらなる推進ということですが、民間活力という言葉は随分言われていますけれども、官庁活力という言葉が出てこないのは、これがちょっと不思議です。だけど、それはそれとして調理及び配膳業務の民間委託化ということですが、要するに公設民営ということだろうと思うのですが、26市の中で今既にそれを実行しているところ、どのくらいあるかお聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 歴史のあるところでは、小平市が民間委託をされています。つい最近では、お隣の武蔵村山市、それから立川市が、形態は公設民営ではございませんが、民間業者が調理委託を行っております。それから、当市と同じような形態になると思われますが、公設民営で最近やられたところは多摩市でございます。今把握しているのは、この4市でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 では、もう一点ですけれども、ちょっと答えづらいところがあった

ら答えていただかなくてもいいのですけれども、この技能労務職員というのは、民間委託に市が切り替えたときには、正規も非正規も給食配膳員を含んで非正規も、全員本人の希望に沿うような形で新たな職場をお世話するというか、そういう義務は市では伴うのですか。

給食課長。

○梶川給食課長 まず、正規職員と非正規で分かれてくると思います。正規職員につきましては、配置転換、または任用替えという方法もあるかと思います。非正規職員につきましては、それぞれ有期限での雇用になっておりますので、それを民間委託になったからといって、新しい仕事をお探しするというような義務はないと認識しております。ただし、これは可能性の一つでございますが、民間委託になった場合に、その民間委託業者のほうで非正規職員の方が新しく雇用していただけるということはあるかもしれません。そこを、私どものほうで仲介するというような義務はないと心得ております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第39号議案 東大和市新学校給食センターの運営方法について（諮問）について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第39号議案 東大和市新学校給食センターの運営方法について（諮問）について、本件を承認と決めます。

◎日程第6 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第6、その他報告事項を行います。

報告事項1、新学校給食センター建設に係る土壌汚染調査の結果及び今後の対応について、本件の報告をお願いいたします。

給食課長。

○梶川給食課長 それでは、本日の資料、その他報告（1）新学校給食センター建設に係る土壌汚染調査の結果及び今後の対応についてという資料をご覧ください

たいと思います。

資料の 1 ページ目をご覧くださいと思います。

1、新学校給食センター用地の土壤汚染調査でございます。

このうち（3）でございますが、こちらは調査対象面積として表してございます。新学校給食センターの建設用地である桜が丘市民広場東側、約3,100平方メートルを10メートル四方に区切った全36区画のうち、7月に実施いたしました概況調査におきまして、基準値を超過した5区画について、その下、（4）にお示ししてございます物質の土壤溶出量を分析いたしました。

（6）がその結果でございます。ボーリング調査を行いまして、区画1箇所につきまして、地表から深さ0.05メートルの地点、深さ0.05メートルから0.5メートルの地点、それから深さ1メートル以降、1メートル単位で10メートルまで、土壤試料を都合12検体ずつ採取いたしました。表の中でございますが、第一種有害物質のテトラクロロエチレン及びその分解生成物3項目につきましては、3つの区画全てで土壤溶出量が全てNDということでございます。NDとありますのは、これ以上、細かくは測定できない、定量下限値未満であるという意味でございます。第二種有害物質につきましては、ふっ素及びその化合物が2つの区画のうち、21番という区画、21番の区画の2つの点、2地点において土壤溶出量の基準値が0.8ミリグラムパーリットルのところを、1.1ミリグラムパーリットル、1.8ミリグラムパーリットルとなりました。したがって、基準値を超過したというところでございます。そのほかは、全て基準値を超過いたしませんでした。

区画の位置につきましてですが、別紙となっております。2枚おめくりいただいて、4ページに相当する部分に、詳細値及び除去工事平面図というのがございます。すみません、こちらちょっと割愛させていただきます。

続きまして、2ページ目をお開きください。

上からでございます。5行目のところでございますが、土壤溶出量が地下水に与える影響を調べるため、地下10メートルまでの深さの間で地下水を採取し、分析する予定でございました。しかし、いずれの区画及びその地点におきましても、地下水が確認されませんでしたので、地下水の分析は必要ありませんでした。

次に、2、今後の対応でございますが、ふっ素及びその化合物につきまして、今回の詳細調査におきまして基準値を超過いたしました21番の区画及び今回の詳細調査では基準値を超過いたしませんでしたが、前回の概況調査におきまして基

準値を超過した16番の区画、この計2区画につきまして、東京都条例に基づきまして、汚染拡散防止措置を実施する必要があります。それぞれ深さ1メートルまでの汚染土壌を掘削いたしまして除去する方法で行う予定でございます。テトクロロエチレン及びその分解生成物3項目につきましては、今回の詳細調査におきまして、土壌溶出量の基準超過はございませんでしたので、調査終了となり、汚染拡散防止措置を行う必要はないということでございます。

なお、表の欄外に記載しておりますが、今回、建設予定地への立ち入り制限は必要がないということでございます。

次に、3番、汚染拡散防止措置実施に伴う予算措置でございます。この平成25年第4回の市議会定例会におきまして、補正予算で土壌改良等の工事費を予算計上させていただく予定でございます。

続きまして、3ページでございます。

4、今後の予定でございますが、(2)にございますとおり、平成25年12月中旬に土壌汚染状況調査について報告書を東京都へ提出いたします。引き続きまして(3)にございますが、平成26年1月に汚染拡散防止計画書を作成し、東京都へ提出する予定でございます。その後、(4)でございますが、桜が丘市民広場周辺にお住まいの方、それから桜が丘市民広場利用団体の皆様を初め、汚染拡散防止措置の具体的な内容について市民の方にご理解、ご協力をお願いするため、市民説明会を開催する予定でございます。(5)でございますが、汚染拡散防止措置といたしまして、平成25年度中に土壌改良等の工事を実施する予定でございます。(8)のとおり、新学校給食センターの稼働予定につきましては、平成29年4月で変更はございません。

以上で報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご意見があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了い

たしました。

これをもって、平成25年第11回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 2時57分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 土田 豊